

『釧路市行政改革大綱』 『活力創生釧路市集中改革プラン』

等を策定しました



問合先
市役所行財政改革推進室
(☎0154-31-4592 ☒ku110801
@city.kushiro.hokkaido.jp)

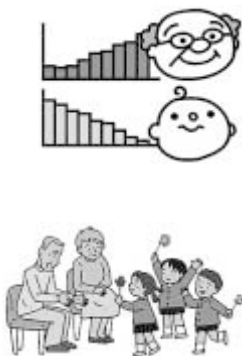
※『釧路市行政改革大綱』、『活力創生釧路市集中改革プラン』等は、市ホームページ、市役所1階市政情報コーナー、各行政センター、各支所、図書館郷土行政資料室でご覧になれます。

今日の市政を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。

少子高齢化と同時に人口減少時代を迎えた中で、多様化・高度化する市民ニーズのすべてを行政サービスだけで賄っていくことには限界が来ています。

一方、「個性ある地域の発展」や「知恵と工夫の競争による地域の活性化」が重視され、「自助と自律の精神」のもと、地方自治体が自らの判断と財源で、行政サービスや地域づくりに取り組んでいかなければなりません。

このような認識に立ち、行政改革を着実に推進していくために、『釧路市行政改革大綱』、『活力創生釧路市集中改革プラン』等を策定しました。



『釧路市行政改革大綱』の概要

行政改革を着実に推進していくための中長期的な指針として、『釧路市行政改革大綱』を策定しました。

行政改革の目的

行政の担うべき役割を重点化した「簡素で効率的な市役所」の実現を目指し、財政の健全化と合わせた市政に対する信頼性の確保を図るために、行政改革を推進します。

行政改革の基本方針

①合併の効果を最大限に発揮させつつ、行政の無駄や非効率を徹底的に削減します。

②市民、市民活動団体、民間事業者等と行政との役割分担や協力関係を見直し、アウトソーシング（民営化、民間委託、市民協働など）の推進等によって、行政の担うべき役割の重点化を図ります。

③将来世代へ負担を先送りしないためにも、財政の健全化を目指します。

『活力創生釧路市集中改革プラン』の概要

平成19年度以降の釧路市の財政状況については、毎年50億円程度の財源不足が生じるものと試算されており、この財源不足の解消を図らなければ、数年以内に財政再建団体に転落しかねない危機的な状況にあります。

こうしたことから、平成18年度から22年度までの5年間を行政改革の集中的な実施期間とし、計画的に取り組んでいくために、『活力創生釧路市集中改革プラン』を策定しました。

事務事業の見直し

①事務事業の再編・整理などの見直しを進め、選択と集中・重点化を図ります。

②合併の効果を発揮すべく、本庁と行政センターとの間の事務事業および事務処理の一元化を進めます。

③事務事業とその実施方法のあり方について、「行政が直接行うもの」「市民と行政が協働して行うもの」「市民団体や民間事業者の活動に任せるもの」など、市民と行政との役割分担や協力関係を見直します。

④事務事業の見直しの際には、これまでの慣例にとらわれることなく、行政評価の効果的活用による優先順位付けの検討や、財政の状況や構造を考慮した大胆な財源配分のめりはり付けなどを行います。

⑤各種団体等への補助金・負担金等については、交付団体等の一層の自立化を促進しつつ、支出の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を検証し、終期設定やさらなる整理合理化を推進します。

⑥公共施設については、所期の目的を達した施設の休止・廃止を含め、恒常的管理経費の縮減を図ります。